

## 【フィリピン】 米国との新たな軍事協定の締結

海外立法情報課 藤倉 哲郎

\* 2014年4月28日、フィリピンと米国との間で防衛協力強化協定(EDCA)が締結された。フィリピンでの米軍のプレゼンスを高めるために、米軍による比軍基地の利用について定めている。

-----

### 1 在フィリピン米軍の撤退から再配備に至る経緯

民主化後の1986年10月に制定されたフィリピン憲法は、1991年に米国との基地協定が失効した後は、上院と国民の過半数の承認がある場合を除き、外国の軍事基地を認めていない(第18条第25節)。1991年に、基地利用を10年間延長する条約が米国と締結されたが、フィリピン上院がその批准を拒否したため、1992年までに米軍はフィリピンから撤退した。訪問米軍に関する地位協定も同時に失効したが、共同軍事演習などで訪れる米軍に対する特別資格は、1996年まで与えられ続けていた。

フィリピンが領有を主張する南沙諸島の環礁が1995年に中国に占領される事件が起きたのを契機に、フィリピン政府内に米軍の再配備を求める動きが強まった。米軍再配備のための新たな枠組み作りが課題となったが、国家主権を重視する上院が協定の批准を延期し、ようやく1999年5月に新たな地位協定が上院で批准された。

米同時多発テロ後、対テロ作戦の枠組みで米比共同軍事演習が再開され、南フィリピンでのテロ組織掃討作戦などが毎年実施されてきた。南シナ海で中国との緊張がさらに高まり、オバマ政権がアジア回帰を表明すると、米軍再配備は新たな段階に進んだ。2012年2月、当時の米国防長官が、米海兵隊のフィリピンへのローテーション(巡回)配置の方針を明らかにし、2013年8月から米比高官の協議が開始された。

フィリピン国内では、2005年に発生した米海兵隊員による婦女暴行事件をきっかけに、地位協定の見直しを求める声が強くなっており、国内で米軍再配備に反対する世論は依然として強い。今回の協定をめぐっても反対デモが行われた(注1)。

### 2 フィリピン外務省による説明

オバマ米大統領がアジア歴訪の最後にフィリピン入りするのに合わせ、4月28日、マニラで、フィリピン国防相と駐フィリピン米大使が、防衛協力強化協定(Enhanced Defense Cooperation Agreement: EDCA)に調印した。フィリピン外務省は、直ちに協定の趣旨を説明する手引をウェブサイト上に掲載し、協定の正当性を訴えた(注2)。

同手引によれば、EDCAの目的は、米比両軍の相互運用性の向上、比軍の能力向上、対外防衛に対する比軍の強化、海洋安全保障、海上問題全般及び人道支援・災害対応にある。さらにそれらの目的のために、従来の共同演習及び災害協力に加えて、EDCAでは、米軍に提供された比軍基地における施設建設及びインフラの向上と、防衛及び人道支援・災害対策のための設備、補給品及び物資の事前集積を認めている。

また手引は、EDCA は核兵器禁止、施設の共同利用等を原則とし、米軍基地の再開ではないことを強調している。さらに EDCA に関連する活動のための米軍のフィリピン滞在は、すでに上院の承認と最高裁の支持を得ている地位協定に基づいているとして、上院による新たな批准は必要ないとの認識を示している。

### 3 協定の内容

フィリピン政府から米軍の使用に供される比軍基地は、別途、リストアップされる（第2条第4項）。当該基地において認められる米軍の行為は、訓練、通行、支援活動、航空機・艦船への給油、軍民両要員の一時収容、通信、装備・補給品・物資の事前集積、軍隊と物資の配置、双方の合意に基づくその他の行為である（第3条第1項）。米軍は基地を無償提供されるが、運用費用を負担する（同条第2項）。米軍には、基地で施設の建設及び改修を行うための運用権が与えられる（同条第3項）。フィリピン当局者は、基地のどの地域にも立ち入ることができるが、運用の安全及び安全保障上の要請と矛盾しないよう、双方で合意された手続に従う（同条第4項）。

米軍は、基地において防衛並びに人道支援及び災害救援のための装備と補給品と物資の事前集積ができるが、その量及び搬入スケジュールを、比軍側に事前通告しなければならない（第4条第1項）。当該装備等には、核兵器は含まれない（同条第6項）。

基地の所有権はフィリピンにあり、基地内に搬入された装備、物資及び移転可能な構造物等のすべての権原は米軍にある（第5条第1項、第3項）。他方で移転できない構造物及び建築物（米軍が建設したものを含む）の所有権はフィリピンにあるが、米軍側の必要性が無くなるまで、米軍が使用できる（同条第4項）。米軍が同協定の活動には不要であるとした基地は、移転不可能な構造物及び建築物を含めて、フィリピンに返還される（同条第2項）。

その他、米軍の安全及び米国の公式情報の保護（第6条）、電気・水道・通信（第7条）が規定されている。物資、補給品、装備及びサービスの契約に関しては、フィリピン業者の利用に努めることが定められている（第8条第4項）。

また、米比双方は、環境と健康の保護の重要性を認識し、米国は、関連するフィリピンの法律、規制及び運用基準を尊重する。米軍は、有害物質及び廃棄物を故意に投棄してはならず、漏えいがあった場合には速やかに対処する（第9条）。

同協定は、10年を最初の有効期限とし、その後は、どちらか一方が1年間の通知期間において協定を破棄するまで、自動更新される（第12条第4項）。

注（インターネット情報は2014年6月18日現在である。）

- (1) “Philippines agrees to 10-year pact allowing US military presence” *The Guardian*, 2014.4.27  
<<http://www.theguardian.com/world/2014/apr/27/philippines-us-military-presence-china-dispute>>
- (2) 協定全文 <<http://www.gov.ph/2014/04/29/document-enhanced-defense-cooperation-agreement/>>
- (3) 2014年4月28日付でフィリピン外務省が公開した手引 “Q&A on the Enhanced Defense Cooperation Agreement” <<http://www.gov.ph/2014/04/28/qna-on-the-enhanced-defense-cooperation-agreement/>>